



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツにおける国家と教会 : その現状とルター神学からする若干のコメント
Author(s)	倉松, 功; Kuramatsu, I
Citation	基督教学, 40, 32-49
Issue Date	2005-06-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/46691
Type	other
File Information	40_32-49.pdf



ドイツにおける国家と教会

―その現状とルター神学からする

若干のコメント―

倉 松 功

第二次世界大戦後のドイツにおける国家と教会の関係を法的に基礎付けているものは、ドイツ連邦共和国基本法 (das Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland) (以下基本法と略す) である。基本法に基づく、国家と教会の具体的接点ないし局面は、種々存在するが、ここでは公立学校における宗教 (キリスト教) 教育 (Religionsunterricht) と教会税 (Kirchensteuer) を取り上げることにする。考察の順序として、基本法の構造を論じ、次いで前記二つの国家と教会との接点の現状を瞥見し、それら基本法の構造と国家と教会との現状についてルター神学から若干のコメントを付してみたい。

一、基本法の構造とルター神学

前文および第一章第一条

前文 (Präambel) の冒頭に、ドイツ国民は基本法を「神と人間に対する責任を自覚して (Im Bewusstsein seiner Verantwortung vor Gott und den Menschen... hat das Deutsche Volk... beschlossen.) ……決定した。」とある。注目したいのは、この神が冠詞を持っていないことである。それゆえ、これはユダヤ・キリスト教、聖書の神である。従って、「神と人間に対する……」の人間はその神の被造物としての人間全体を意味する。

本文第一章は基本権 (Die Grundrechte) と題され、第一条は「(1)人間の尊厳は不可侵である (Die Würde des Menschen ist unantastbar.)」で始まる。次いで「(2)ドイツ国民はそれゆえに……不可侵にして譲渡しえない人権を信奉する (...bekennt sich daran zu unverletzlichen und unveräußerlichen Menschenrechten...)」である。人間の尊厳を「尊重し、保護する (achten und schützen)」

ために（基本的）人權（Menschenrechte）を「信奉する（bekennen sich）」という構造をとっている。

人間の尊厳（dignity of man）という価値を尊び、それを守るために基本的人権を信奉する、という組織的構造を持った憲法はドイツのみではないかと思われる。しかも「信奉する」は、英訳では acknowledge となっているが、丁寧に言えば「信じる」と表明する」というべき言葉である。このように「（創造者なる）神と（その似像としての）人間に対する責任」といい、「（創造者の、似像としての人間の）基本的人権」という文脈は、単なる組織的構造に留まらず、神学的構造と言って差し支えないであろう。

因みに日本国憲法は、人間の尊厳と基本的人権からではなく、天皇に始まり、人間の尊厳に触れることなく国民の権利及び義務（第三章）へという流れである。わが国の場合、人間の尊厳についての言及は憲法にはなく、教育基本法で初めて出現する。

とは言え、基本法第一章第一条が、どの程度基本的人権ないしはキリスト教的人間観と関係しているか。換言

すれば、この第一条がどれほど神学的構造において人間の尊厳と人權を論じているか、今少しく説明を要するであろう。その説明のために、今日の旧約学者やキリスト教倫理学者の諸説を参照してみたい。K. Hilgen は、神の似像として創造された人間は、「そのように創造された人間としての品質において、したがって品位（尊厳）において人間の間に何の差別もない。（Es gibt unter Menschen keinen Unterschied in ihrer jeweiligen schöpfungsmässigen Qualität und damit in ihrer Würde, …）」²⁾という。これに続いて²⁾救い主イエスとの関連における人間、更に救いの希望における人間との関連において人權の基礎づけを試みている。1)の根拠として Gen. 1, 26; 7, 6 などをあげている。そして特に国連の世界人權宣言に謳う基本的人権と十戒との関係を下記のように列挙している。「殺してはならない」は生命と身体の安全（同第三条）、「姦淫してはならない」は婚姻の自由、婚姻及び家族の保護（第一六条）、「盗んではならない」は奴隷の禁止、私有財産権（第四条、一七条）、「偽証してはならない」は裁判所の裁判における法的保

護の要求と独立した公述な審理を受ける権利など（第一〇条、一一条）、「隣人の家、妻、しもべ……またすべて隣人のものをむさぼってはならない」は私生活、家庭、住居、名譽、職業に対す恣意的な侵害に対する保護、恣意的略奪に対する保護（第二二条）。同じくカトリックの神学者 E. Schockenhoff はまた、旧約聖書の掟と法（例えば Lev.18,2-5 など）は神によって創られたすべての国民に及ぶ聖なる法と解している。旧約聖書 G. v. Rad によれば、十戒は「神の選びの保証（ein Garant der Erwählung）である（Ex. 34, 28; Dt. 4, 13; 10, 4）。

次に代表的な福音主義の倫理学者の意見を二、三紹介しておく。M. Honecker によれば⁵³⁾、キリスト教の伝統は、ストア哲学に由来する人間の尊厳の概念を、神の似像（*imago dei*）と結びつけて考え、すべての人間の尊厳を承認することは普遍的人間の倫理にとって基本的前提であることを認めている。しかし、ホーネカーは人間の尊厳が明確な神学的根拠と正当化をどの程度必要とするかについては議論の余地があるとする。従って、人間の尊厳を承認することは国家の法や実定法を超える考え方で

ある。即ち、人間の尊厳はただ超越的、宗教的にのみ根拠づけられるべきもの（... Würde nur transzendent, religiös zu begründen ist）故に、単なる理性は人間の尊厳を究極的には理解できない（Die bloße Vernunft hat ... letztlich keine Einsicht in die Menschenwürde.）と論じている。⁵⁴⁾

このホーネカーの所見は、他の福音主義神学者の論議においても、例えば、W. Huber においても略々同様なものが見られる。即ち、彼は創世記 1, 26f. に人間の尊厳の根拠を見ながら、人權を根拠づける概念の意味、射程としては不明確で議論の余地があるという。しかし、その上で Huber は人間自身によって明示されるものではないが、神が義と認める思寵として示される人間の尊厳をルターに基づいて語っている。⁵⁵⁾

このような今日のカトリック、福音主義倫理学者の議論に対して、ルターの人権論は人間の尊厳の根拠を特に信仰義認に求めることなく、神の被造物としての人間すべてのものに与えられた神の賜物、人間一般に認められるものとしている。その点で、Honecker や Huber は創

造の秩序そのものを、あるいは自然法をキリスト教倫理の基礎にしない今日の福音主義神学倫理の通例に従っているように思われる。論者は、Huberのように人間の尊厳をLutherの信仰義認論、恩寵のみによる義認に従って、その恩寵に対応する信仰と良心の自由を人權の核(Kern der Menschenrechte)とする神学的解釈それ自体を否定するものではない。しかし、ルターの人権論の構造は、現代の福音主義神学者の所論とは必ずしも同じではない。むしろ後述するように、神の似像として創造された人間ゆえに与えられている一般的権利という考え方がルターの人権論である。その意味から十戒は特にその後半はすべての人間に及ぶ基本的保証(権利)と解したのがルターと言わなければならない。繰り返して言えば、ルターは『善き業についての説教』のように十戒を信仰義認の観点から解していることは事実である。またルターは初期聖書諸講義の段階から良心を信仰と置き換えている程である。その点でHuberの所論は福音主義神学の伝統にあることは確かである。しかし、その構造をルターのすべてに適応させることは妥当でない。ルター

には自然法の市民生活、特に政治的生活における役割を広く認めた周知の文書『世俗の(公)権力について、人はそれにどこまで服従しなければならないか (Von weltlicher Obrigkeit, ... 1523)』もあるのである。

いずれにしても、本項のわれわれの課題はルターにおける人權論の要点を述べ、それと基本法との関係を明らかにすることである。以下において、ルターにおける創造の賜物、自然権としての人權を明らかにしてみたい。

ルターの人権論―創造の賜物・自然権としての人權

ルターがすべての人間一般の人權を主題として論じた文書はない。しかし、単なる言及ではなく、少しくまとまった形で、人權について一貫した論理を展開している文章として知られているのは『マグニフィカート、その独訳と講解』である。本書でルターは、「一般的な人權に関する一般に明らかな例」(von den groben menschlichen rechte in grob greifflich exempel) とし、以下のようなものを列挙している。金銭、財産、身体、

名誉、女性、子供、友人などについての権利である。それは神自身によって創造され、与えられた善いもの、神の賜物 (gute dinck, gotis gaben) である。⁹⁾ そのような権利は、理性や知恵といった神の賜物と同様に神の賜物であり、正しく、善であった。¹⁰⁾

また、ルターは、世俗的統治の秩序、賜物、仕事と名誉 (des weltlichen regiments werck und ehre) という文脈の中で次のように主張している。すべての者が各人の身体、妻、子供、家、畑、家畜、各種の財産、各人に属するものを保有し (erheilt... ein acker/vine und allerley gueter/das die selbigen)、それらが誘拐されたり、奪い取られたり、盗まれたり、侵害されたり、損害をうけたりする (entfuren/entwenden/angreifen/beschadigen) ことのないようにすることが、神の被造物であり、秩序である (ein Goettliche creature und ordnung)。¹¹⁾ それらは知恵と法によって保持されねばならない (muessen durch weisheit und recht erhalten werden) という次第である。¹²⁾

上述のような自己の生命および身体に対する権利また私有財産権に並んで、ルターが繰り返し主張した権利が

結婚である。すなわち、ルターによれば、結婚は神が命じ、定め、設けた、神の業であり、創造の秩序である (geordnet, gestiftet/eyngesetzt... yen werck ün geschepfte)。¹³⁾ キリストも結婚を確認している。結婚は、両親の強制によらず、神の賜物として与えられている結婚への自由な意志によるべきである。¹⁴⁾ 結婚の権利について、さらに注目すべきことは、第一に、結婚の社会的職分は (stand = recht) 皇帝、諸侯、司教に優先し、それを越え、最も普遍的・気高い職分 (vor und uber sie alle geht... der gemeineste/ edleste stand) であつた。¹⁵⁾ 第二に、結婚はキリスト者も非キリスト者も、信仰者も無信仰者も、だれもができる。飲食、起居就床、商売、会話と同様、異教徒、トルコ人、異端者その他誰もが行なうことができるように、結婚し、その状態でありうる、ということである。¹⁷⁾

このように結婚は、神の法と普遍的自然法に従って、身体とこの世の生活を愛し、養い、管理するという秩序に属している。¹⁸⁾ したがって、結婚は、私有権と共にモーセの十戒の後半、第二の板の中に位置づけられる。¹⁹⁾ そ

のように公權力 (magistratus) は、第二の板を守らねばならず、もしこれに反することを命じる場合には、人々はそれに反抗しなければならない。²⁰⁾ このように、ルターによれば、「この世の公權力は、世俗的であれ、不信仰であれ、(あるいは信仰に敵しようが)、われわれに反するものでなく、第二の板によって、われわれとともにあり、われわれのためのものである (Quare magistratus sive prophani sive impii non sunt contra nos, sed nobiscum et pro nobis in secunda tabula=Derhalben die Oberkeiten, sie seiend gleich ongleubig, oder des Glaubens feind, seind sie doch inn der andern Tafel nit wider uns.)」。²¹⁾ このルターの言葉は彼の人権論理解に関して重要な意味を持っている。それは、人間が神に似せて造られたという神との関係における人間の尊厳ないしは人間に対する神の愛の保障が人権であり、そのように、人間の尊厳を保護し、侵害したり、されることのないようにと定められたものが十戒の後半であると解しうるからである。²²⁾

ルターにおける福音と人権

― キリスト教倫理の実践的指針としての十戒 ―

次に、十戒と人権との関係から付言しなければならぬのは、ルターにあっては人間の尊厳の保障として十戒は、単に人の尊厳の保障としての人権に留まらず、同時にそれはキリスト教倫理の積極的方向、福音の勧めを意味するものであったことである。これはルターのキリスト教倫理の現実的方向を示すものとしても注目しなければならない。なぜなら、われわれはそこにルターにおける文化形成の神学を確認することができるからである。その点に関するルターの文書として『大教理問答の十戒の(詳細な)講解』は極めて重要であり、説得的である。ルターは、そこにおいて、例えば、「殺すなかれ」に関連して次のように記している。「要約すると、神は、この戒めによって、各人を人々の悪事や暴力から守り、解放し、各人に平和を与えることを欲し、この戒めが、人々が隣人に危害を加えず、身体に損傷を与えないように、隣人を囲む城壁、砦、自由 (freyheit) となることを欲

しているのである」。²⁴⁾「ここでわれわれは再び神の言葉を持つ、その神の言葉とは、神がそれによってわれわれを刺激し動かして、柔和と忍耐、要するに、われわれの敵に対する愛と親切な行為といった正しく・尊く・気高い行為をさせる神の言葉である。神は、われわれに常に第一戒を顧みて、……われわれが復讐したい欲望を抑制するように、われわれを助け、支援し、保護する方であることを想い起こさせようとしておられる。われわれは、そのことを駆り立て反復して描かなければならない。そうすれば、われわれは両手一杯のなすべき善きわざを持つことになる」。(Da haben wir nu abermal Gottes word/damit er uns reitzen und treiben wil/zurechen/edlen/hohen werken....solchs soll man nu treiben und blewen/so wurden wir gute wercke alle hend volzutun haben/」。²⁵⁾

前注④、⑤の引用に明らかなように、ルターの律法論的理解においてしばしば議論の的となる律法の第三用法、具体的倫理の指示、善きわざへの勧めが、十戒の講解において語られている。自然的人權としてすべての人々の

地上の生に適合すべき正しさであると同時に、第一戒や神への愛、さらに、キリストを媒介とするキリスト者の福音の倫理として善きわざが主張されているのである。²⁶⁾しかも、そのことが十戒の後半や第一戒、父なる神との関係でひろく地上の人間の自然権や普遍的正義というコンテキストの中で論議されていることに注目すべきであろう。そして、そのようなルターの文化と福音の一見直接的ともいえる関係の中に、ルターの文化形成の神学、普遍的人權やその倫理への一般的関心を見ることができであろう。それはまた特殊エリート社会形成でなく一般市民社会の形成とそのため一般的市民倫理の主張であったともいうことができよう。これらのことの背景として、ルターが十戒の後半はすべての人間の心に記されている律法と同じものと見ていたことが考えられる。さらにルターによれば、自然法は愛はどう行為すべきかを教えるものであったこともそれを裏付ける。したがって愛と自然法を無視したり、それに反して他の人間の「正当な権利を奪うことはできない……」というのである (ich kan niemant alzso entpösel/wie guett recht ich

habe)²⁷⁾。なぜなら、自然法による財産に対する正当な権利があっても、その権利を主張して他人の財産を奪わず、愛によって判断するようにキリストが勧めているからである。²⁸⁾それは他人の財産を尊重すると共に権利を理性と愛によって用いることであった。この正当な権利の使用に当たっての愛の適用は、愛と自然法を豊かに具備している法の源泉としての理性によってなされるべきで、非キリスト者にも妥当する勧めであった。²⁹⁾しかし、キリスト者に対しては、自然法としての律法を完全に成就した唯一人のキリストの中にその戒めの実行の模範を認め、それに従うことが求められる。³⁰⁾そこに福音と自然権としての人権との究極的関係をみることができ。それが福音による自然法、あるいは自然権の理解であり、ルターにおける律法の第三の用法ともいえるべき、福音の勧め、ということになる。³¹⁾

以上の福音と人権、とりわけ十戒理解に見る律法の第三の用法は注目に価する。特にこのような十戒（律法）理解が他ならぬ彼の『小教理問答』の注解書ともいうべき『大教理問答』で開陳されているからである。このこ

とだけでルターの第三の用法（実践的指針）すべてを論じることが出来ないにしても、少なくともルターの十戒理解を彼の『善きわざについての説教』以上に実践的指針の展開として認めることができるであろう。

二、基本法第六条、同第七条

親の教育権と宗教教育

「ドイツにおける国家と教会」という場合、他のEU諸国のそれに比して、基本法において明確な特色があると思われるのは、親の教育権、即ち親の子供に対する教育優先権と初等・中等教育における宗教教育である。前者について記すのが基本法第六条(2)、後者は第七条(2)である。

第六条（婚姻と家族）

(2) 子供の育成および教育は、両親の自然的権利であり、かつ、まず第一に (zuvörderst = primarily) 両親

に課せられている義務である。この義務の実行については、国家共同体がこれを監視する。

この第六条(2)に相当する両親の子供の教育優先権を謳う憲法は、論者の知る限り、ドイツの基本法のみのものである。一般的には、わが国の憲法のように子供の被教育権と親の教育義務を謳っている。親の教育優先権の主張に対して対極にあるのは、旧ソ連や現行中華人民共和国憲法(第四六条)のように、子供の被教育権とセットに国家の教育権を主張したものであろう。とりわけ旧ソ連の当該条文は全体主義国家の特徴、即ち子供の被教育権とそれに対する国家の教育権を明らかにしていて興味深い(旧ソ連憲法第四五条)。

ルターにおける両親の教育優先権

ルターは両親の子供に対する教育優先権を二つの観点から基礎づけている。

一つは、神の世界統治の救済史において神と協働する

機関の一つという観点である。それは次のように総括しうる。〈神はご自身が創造したものである信仰者と不信仰者 (frume und boese) を養い、保持し、配慮し、守り、ふやすために、外的に治めるもの・職務・手段を持っておられる。神は子供に対する親権なしに、もしくは家庭なしに子供を教育しようと欲していない。すなわち、神は両親を通して、両親とともに教育を行なおうと家政・親権という秩序を設定された。それゆえ、家政・親権は、説教職・教会、世俗的統治・国家とともに、(救済史において特定の課題が与えられている)まさしく神的統治なのである、³²⁾といわゆる三機構論の中で論じられている。これがルターの家政・親権と教育論に関する重要な神学的意味づけなのである。

このような神学的構造の中で、ルターは初期の著作から晩年のものにいたるまで、きわめて多種多様な文書の中で、神は両親に子供を教育するように命じたと言っている。³³⁾中でも有名なのは、『ドイツ全都市の市参事会員に対する勧告』の中の言葉であろう。「(両親が子供たちを教育しなければならない)最大の理由 (nursach) は、

それが神の命令であるからである。神は、モーセを通して、両親に子供を教える (Ieren) ようにとしばしば促し要求している³⁴⁾。そのみならず、「子供たちに対して両親以上の權威はない」と親の優先的教育權を主張しているのである。(WALL, 301, 16f.)

ルターは、前記のように第四誠「父と母とを敬え」から両親の教育權に言及することが多い³⁵⁾。しかし、ルターは両親の教育權の根拠を第四誠のみから得たのではない。興味深いのは、『子供たちを学校へ遣るべきこと』では、一度も第四誠への言及は見当たらないのである。第四誠以外にルターが重んじた重要な聖句は、詩編七八・五以下同一二七・二、三およびエペソ人への手紙六・一、四であった³⁶⁾。

ルターが、これらの聖句と第四誠によって、両親の教育權を基礎づけたことは、二つの歴史的意義を持っていた。一つは、ルター自身が強調しているように、ルター以前には、教会が一般教育の權利を掌握していたことに對比するとそれは重大な変革であった³⁷⁾。今一つは、ルター以後、教会が宗教教育權と両親の教育權を主張する

に至ったことに對するルターの影響である。後者の影響については、たとえば、第二次世界大戦後、ボン連邦議會に對するドイツ福音主義教會の意見書やドイツ・ルター派教會連盟の声明の中にも明らかである。意見書の中で、H・リルエは、「神の前における両親の責任は、國家の形態の轉換に左右されない」と記し、両親の子供に對する責任と權利の領域が教育にあると言及している³⁸⁾。声明文の方は直接ルターに訴えて、「神の言葉に聴くことに仕える学校と子供たちの教育に配慮する」両親と教會の權利に注意を喚起している⁴⁰⁾。これらはいずれも、ルターの教育觀、特にかれの両親の教育權の主張の影響と見なしえよう⁴¹⁾。

ところで、ルターの両親の教育權は、そのまま両親を教育者とするものではなかったことは周知の通りである。すなわち、ルターは、両親の教育權は神から賦与されたものであることを聖書から学んだが、「各人が自分の子弟を教育すればよい」とは考えなかった。かれは学校なしで家庭で行なわれる教育は、個人の経験的な事柄に基

づく限られたものであり、有効で正しい (wohl und recht) 教育をするためには学識ある有能な男女の教師を必要とすると見ていた。さらに、ルターによれば、両親には教育に必要な手段、知識、経験のみならず時と場所を欠いており、公権の学校の助けが必要であった。⁴²⁾ それゆえ、ルターは、国家や都市が、青少年の教育のために配慮するよう訴え、そうすることが神の要求に答えることであるのみならず、それはまた彼らの職域上の義務でもあると述べたのである。⁴³⁾

ルターの創造の秩序に即した子供に対する親の教育優先権の主張は、自然法的なものであり、カトリックと共通のものである。特にこの点について、注目すべきは、第二ヴァティカン公会議の閉会直前に出された『キリスト教教育に関する宣言』(Declaratio de educatione Christiana 1965) 第三項および『学校に働く信徒の使命』(英訳 Lay Catholics in Schools. Witness to Faith 1982) 第一二項である。それによると次のように述べている。〈両親は、子供に生命を授けたゆえに、子供を教育する義務があり、第一の主たる教育者であり、それが欠ける

場合、それに代わることは殆ど不可能なほどである〉と両親の教育の義務と権利を自然法的に主張している。

それに対して、確かにルターは、既述のように「(両親が子供たちを教育しなければならない) 最大の理由は、それが神の命令 (Gottis gebott) であるからである」と述べている(なお、CIA2, 446, 29f.; WA30 I, 156, 30-32 参照)。この点はルターの特徴として明確にしておかねばならない。さらに一九四九年ルター派の教育学者、神学者が上記のルターの見解を踏襲して、「現代国家における親権と学校」と題して協議会を開き発表した「親権と学校の問題に対する声明」によってカトリック神学と啓蒙主義の哲学に基礎づけられた自然法から親権が導き出されることに反対している。それにも拘らず、ルター自身が創造(の秩序)を重んじていたこと、カトリックと同様に子供に対する教育優先権を主張している共通点は、今日特に注目しなければならないであろう。その理由を鮮明に確固として宣言しているのが前記カトリックの『教育宣言』なのである。「国家は、相互補足の原理を念頭に置き、国家によるあらゆる種類の学校の独占を

排除しなければならない。学校教育の独占は、生まれるがらの人権と文化そのものの進歩と普及、市民の平和な社会生活、さらに今日、きわめて多くの社会に見られる多元性に反するものである」(『教育宣言』第六項)。今日多元的社会・国家において、この宣言の持つ意味は大きいと言わねばならないであろう。いずれにしても、ルターの創造の秩序に即した子供に対する親の教育権の主張は、自然法的性格を有している。カトリックとの共通のものである。この自然法的、かつカトリックとの共通なものということから、前述のドイツルター派教会連盟の当時の意見書は、当時の基本法作成のボン政府においても受け入れ易かったことは想像に難くない。

第七条 (学校制度)

「(2)教育権者は子を宗教教育に参加させることについて決定する権利を有する。」

これは第六条の両親における子供の教育の優先権を受けていることは明らかである。

第七条 (学校制度)

「(3)宗教教育は公立学校においては、教派に属しない学校を除いて (mit Ausnahme der bekennnisfreien Schulen)、正規の教科目である。」

本項は、「ワイマール憲法の宗教規定第一三六、一三七、一三八、一三九条及び第一四一条の規定は基本法の構成部分である」という基本法第一四〇条に基づいてワイマール共和国以来実施されているものである。例えば、「ワイマール憲法第一三七条(5)宗教団体は従来公法上の団体であつた限り、公法上の団体として存続する」とある。ここでいう公法上の団体とは、カトリック教会、ドイツ福音主義教会およびヘルンフート兄弟団である。それゆえ他の邦訳のように「宗教に関係ない」(岩波文庫、宮澤編『世界憲法集』一六一頁)や「無宗教(学校)」(樋口、吉田編『解説世界憲法集』一九四頁)ではなく、カトリック教会、領邦教会とそれに準ずる福音主義(プロテスタント)教会を明示する「教派に(属しない)、

教派に（関係のない）」とか「非宗教的」学校とか「世俗の」学校、もしくは基本法第七条(5)にあるように「世界観」学校と訳することが可能であろう。

附 ドイツにおける親の教育優先権と宗教教育の現状⁽⁴⁾

―特にニーダーザクセン州の場合―

既述の公立学校での正課授業の規定に従って実際行なわれている宗教はどのようなものであるか、それをプロテスタントの代表的領邦教会と言ってもよいニーダーザクセン州の例によって考察してみたい。

一九九〇年の初めまで公立学校における宗教教育は、カトリックとドイツ福音主義教会に属する領邦教会(Landeskirche)とそれに類するヘルンフト兄弟団など限られていた。また、基本法第七条(3)に「宗教教育は国の監督権に関係なく、宗教団体の教義と一致して行なわれる (wird in Übereinstimmung mit den Grundsätzen der Religions-gemeinschaften erteilt.)」と記されているように、それら上述の教団の自由に任されていた。それが

一九九三年になって正課の教科としての宗教教育に代わるものとして Werte u. Normen (諸価値と諸規範) が導入され、その諸価値と諸規範がこれまでの宗教教育科目と同様に Abitur (高校卒業) 大学入学) 資格) を取得しうる科目となった。これは、公教育における宗教の多元性の導入、教会側にとっては特権の喪失という大きな変化を意味する。諸価値と諸規範というのは、現在ドイツの社会で一般化している価値、考え方と規範、あるいは哲学的、世界観的、宗教的問題に近づくための媒介となっているもののことである。そして、ギムナジウムの上級生、実業専門ギムナジウム、夜間ギムナジウム及びカレジで専攻者が一番多く選ぶ正課になっている。諸価値と諸規範がそれだけ一般受けしているということになる。それには教会からの離反者が多くなっているという背景がある。また「諸価値・諸規範」の科目の選択者が多いので、その科目の教師になるための養成教育が緊急の課題となっており、教師の補充が追いつかなくなっているようである。理由の一つとして、基本法第七条(2)に基づいて、子供が一三歳までは親に子供にどの宗教教

育を受けさせるか、受けさせないかの選択権があるが、子供が一四歳になると（中等教育では）自分で正課としての宗教教育を受けるか受けないか、決めることが出来るからである。ところが正課としての宗教教育を選択しない子供にとって、正課としての宗教教育に代わるもの（代替科目）はなかった。カトリック教会か領邦教会が行なう宗教教育だけであった。教会離脱の人々の間では不満が起こっていたということでもある。さらに二〇〇二年以降宗教教育参与決定権は一二歳まで両親に、一三歳からは子供の同意を必要とするといった議論がなされている。これはつまり子供の自由な宗教選択権を一年早めるという議論が起こっているということである。

ルターの教会論から見た公立学校における宗教教育

宗教改革後の教派体制化 (Konfessionalisierung) の一七世紀以降ドイツにおいては領邦別に、いわゆる *Landeshoheit*（領邦高権）の独立性によって地方分権が進んだ。それは学校教育制度においては領邦君主の学校

教育政策として推進された。¹⁶⁾しかし、それら教派体制化以前の「ライプニク教会規定」において、ルターはその宗教改革に基づく教会（ゲマインデ）形成の中で子弟の教育に対する教会の責任を語っている。¹⁷⁾そのような教会の教育責任と親の子供に対する教育優先権とから考えると、今日のドイツにおいても子弟の宗教教育について教会が発言権を持つことは当然の権利であろう。とりわけ、国民あるいは当該地域の市民の多数がキリスト教徒である場合はなおさら民主主義的政治的要求として、正課としての宗教教育の実施を求めることは当然ありうることであろう。その点でも教派体制化以来のこととはいえ、今日ドイツのキリスト教徒が多数を占める州において、キリスト教教育が「宗教教育」という名目で、新旧両派の教会によって行なわれていることは政治的に容認しうるであろう。

注

基本法の邦訳は岩波文庫、宮澤編『世界憲法集』第四版一九九六、樋口、吉田編『解説世界憲法集』

二〇〇一の他、独英日対訳須郷登世治『ドイツ憲法の解説』一九九一を参照した。

- 1) 英訳はドイツ政府公認の英訳による。
- 2) 2) K. Hilpert, Die Menschenrechte: Geschichte-Theologie-Aktualität, 1991, S.185ff. なおこの190ff.参照。
- 3) E. Schockenhoff, Naturrecht und Menschewürde. Universale Ethik in einer geschichtlichen Welt, 1996, S. 254,5
- 4) G. v. Rad, Theol. d. A. Testaments. Bd.I, 1962, S.209.
- 5) M. Honecker, Einführung in die theologische Ethik, 1990, S.195.
- 6) A. a. O., 194.
- 7) W. Huber, Gerechtigkeit und Recht, Grundlinien christl. Rechtsethik, 1996, S.230.
- 8) 註釋。
- 9) CIA2, 166, 36f.: Aber wollen zum ersten von dy groben menschlichen recht sagen/und ein grob greyfflich exempel setzen. Ists nit war/das geit/gut/leyb/ehre/weyb/kind/ und freund ec.sint auch gute dinck von got selber geschafften und geben? 今の箇所のみになべ、マゼニフィカーン
- 10) のすべてのレヒトを正義と解している邦訳もある(例えば、「ルター著作集」第一集、第四巻、聖文舎、二一四頁以下参照。)しかし、われわれは上記の原文及び下記注(4)、(5)の原文などによって権(利)と解した。ルターは上の引用にいう「一般に明らかな人権」の例として、本注の引用のように「金錢、財産、身体、名誉、女性、子供などをあげ、それらを神の賜物(gottis gaben)と呼んでゐるのである。」
- 注田つづら。M.Lienhard, Luther und die Menschenrechte, in: Luther, Zeitschrift der Luther-Gesellschaft, 1997 Heft 1, S.14ff.; W. Huber, 230ff. 参照。
- A. a. O., 167, 36f.: Also musz man auch thun mit dem recht un allerly guter der vornunft oder weyszhit. Recht ist ein gut ding und gabe gottis/wer zweyffelt daran? Gottis wort spricht selb/Recht sey gut/und sol yhe niemant bekennen das sein gute odder rechte sach unrecht odder bosze sey/sol eht druber sterben/und allis was got nit ist/faren lassen/denn das were got und sein

- wort vorleugel/der do sagt/der do sagt/recht sey gut...
「同様にわれわれもまた権利や様々の理性や知恵の諸財
に對して対処しなければならぬ。権利はよいもの
神の賜物である。誰がそれを疑うものか。神の言葉由
身、権利は善であるところ……神は権利は善である
と語っている。」
- 11) CIA4, 163, 9f.(9) A. a. O., 165, 9f.
12) A. a. O., 318, 25-26; CIA2, 351, 26f. の他例では
(CIAIV, 224ff: An seine lieben Deutschen..., 1531) 参
照。
- 13) CIA4, 318, 25, 26; CIA2, 351, 26f.
14) 前注(6)の他、特に Von Ehesachen 1530, 石井正巳訳
「結婚について」(「ルター著作集」第一集、第九卷)
聖文舎、一九七三年、三〇三頁以下。
- 15) CIA4, 32, 25f.
16) WA12, 126, 17f.
17) WA10 II, 283, 8f. など、ルターはしばしば stand を recht
と解した。その詳細については、拙著『ルター神学と
その社会教説の基礎構造』創文社、三七七頁以下参照。
- 18) WA39, 40, 25f. (45, 28f.) ルターはしばしば、神の
ordinatio (Anordnung) についている。
- 19) A. a. O., 39, 3f. (44, 14f.) 参照。
- 20) A. a. O., 39, 16f.; 40, 25f. (45, 13f. 45, 38f.)
21) A. a. O., 41, 28f. (47, 33f.) ルターがモーセの十戒の
第二の板に反するものを強制する俗権に對する抵抗の
義務を論じたものについて、一五二〇年の『善きものは
いつ』で注目に値する (CIA1, 287, 22f. 参照)。
- 22) WA39 II, 41, 15f. (47, 25f.)
23) 人権が人間の尊厳の思想から導き出されることは周知
の通りである (W. Huber, Gerechtigkeit und Recht,
Grundlinien christlicher Rechtsethik, Gütersloh, 1996,
S.225, 227, 228, Derselbe, Menschenrechte-Christenrechte,
in: Rechte nach Gottes Wort. Menschenrechte und
Grundrechte in Gesellschaft und Kirche, 1989, S.82ff.)。特
に M・ホーネカーの指摘は適切である (Derselbe,
193ff. 参照)。また K. Hilpert, S.96ff. 参照。
- 24) CIA4, 28, 35-29, 2.
25) A. a. O., 30, 23f.

ルターは、十戒の講解の結論において「ところで、このように、われわれは神の教えの精華としての十戒を有しているが、それは、われわれの全生活が神に嘉されるために必要きことであり、善きものを生み出すためのものが、そこから生じ出づるべき湧き出る泉管なのである (...was wir thun sollen, das unser ganzes leben Gotte gäufle...alles was gute wreck sein sollen: CIA4, 47, 24f.)」とか、「第一戒に関して、神の意志に反するすべてのことはせず、むしろ、神にのみ信頼し、神を愛し、...神を敬するところを行なう...ゆえに (...alles lesset was wider seinen willen ist, auff das s...yhm allein vertrawet/und yhm zu liebe thuet was er haben will...A. a. O., 49, 18f.)」とか「そのために、禁止条項(律法)としての十戒を福音の実践の指針、律法の第三用法 (usus practicus evangelii = usus legis tertius) としつつ、実践の三段論法 (syllogismus practicus) を、ルターは展開している。ゆえに、特に註記しつつある(この点については A. Peters, Kommentar zu Luthers Katechismus Bd. 1: Die Zehn Gebote, 1990,

S.71ff.参照)。また一般的発言であるが、ルターは、旧約の律法を道德的範例として説いたというものもある (E. Schockenhoff, 246ff.)。

27) CIA2, 393, 12f.

28) A. a. O., 393, 15f.

29) A. a. O., 393, 29f.; 394, 13-15, 21, 22.

30) 特に「ペーターズ」前掲書、七七頁以下参照。

31) M・ヘッケルは、ルターはキリストを媒介にした律法の解釈にまつ、すべての神の律法の同一性と内的一

致 (innere Einheit des göttlichen Gesetzes) が求められ

つつあること (M. Heckel, Die Menschenrechte im Spiegel

der reformatorischen Theologie, 1987, S.14.)。

32) CI.3, 510; 753, 19f. WA23, 511, 33-513, 35; 26, 205; 30 I ,

155; 34, 19-245, 26; 39 II , 42f.; 43, 524, 22f.; 43, 530, 30f.;

43, 535, 18; 50, 652, 18

33) WA16, 486, 18ff.; WA30 I , 35, 3f. 152, 21f. 156, 30f.

WA10 II , 301, 16f.; CIA4, 151, 41, 152, 4; WA29, 223,

2f.; WA43, 478, 13-15, 24-25参照。

34) CIA2, 446, 29, 30

- 35) WA16, 486, 13ff.; WA30 I, 34, 6f.; 156, 30f.; CIA2, 18, 14ff. 参照。
- 36) 諸君へはごらばせ CIA2, 446, 30; C12, 446, 30. 註一
 ーへはごらばせ WA40 III, 261, 18ff.; 232, 26-29. ハ
 ンゴへはごらばせ WA16, 486, 25ff. など参照。
- 37) CIA2, 444, 14f. など Petzold, Die Grundlagen der
 Erziehungslehre im Spätmittelalter und bei Luther, 1969,
 S.73ff. 参照。
- 38) A. von Kirchheim, Lehbuch des Kirchenrechts, 1911,
 78ff. 参照。
- 39) I. Röbbelen, Zum Problem des Elternrechts, Ein Beitrag
 aus evangel. Sicht, 1966, S.181. 2. 参照。
- 40) Röbbelen, A. a. O., 183. 参照。
- 41) Röbbelen, A. a. O., 32. Reinighaus, A. a. O., 46, 7. 参照。
- 42) CIA2, 448, 8f. 31f. 457, 11f.
- 43) CIA4, 443, 14, 459, 3f. など 両親の教育権を国家が代
 替するべきごらばせ 特にならば W. Reinighaus,
 Elternstand, Obrigkeit und Schule bei Luther, 1969, S.29f.
 参照。
- 44) 本項は、E・F・ゾンダーマン教授によって提供され
 た EKD の文書資料局のインターネット資料による。
- 45) なお、ブランデンブルク州では、これまでの新・旧両
 派の宗教教育に並んで、LER (生き方)・Ethik (倫理)・
 Religionskunde (宗教知識) という世界観的に中立の立
 場のものを正課科目として導入された (二〇〇二年)。
 教派体制化以来の領邦高権およびドイツ州政府の教育
 権についての問題とその資料については、S. Ehrenpreis
 & U. Lotz-Heumann, Reformation und konfessionelles
 Zeitalter, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 2002, S.47ff.
 が有益である。
- 47) 『ライプニッツ教会規定』(石居正巳訳『ルター著作集』
 第五巻所収) 参照。